

江田島市消防団応援の店事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、消防団員の確保と地域防災力の向上を目的として行う、江田島市消防団員（以下「団員」という。）に対する優遇サービスを提供する江田島市消防団応援の店事業所（以下「消防団応援の店」という。）の登録等に関し、必要な事項について定めるものとする。

(登録)

第2条 消防団応援の店に登録しようとする事業所等は、「江田島市消防団応援の店」事業所登録申込書（様式第1号）により、江田島市消防団長（以下「団長」という。）に申請するものとする。

(審査及び表示証の交付)

第3条 団長は、前条の規定により申請されたときは、その内容を審査し、登録する事が適当と認めるときは、登録台帳（様式第2号）に登録するとともに、消防団応援の店表示証（様式第3号）を交付するものとする。

(表示証の表示)

第4条 消防団応援の店は、次に掲げる場所等に表示証を表示することができる。

- (1) 店内、店外の見やすい場所
- (2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、フリーペーパー、インターネット等により行う映像その他の広告

(消防団員証の提示)

第5条 団員は、消防団応援の店からサービス等の提供を受けようとするときは、消防団員証（様式第4号）を提示しなければならない。

(消防団応援の店の公表)

第6条 団長は、消防団応援の店の名称等を、本市のホームページ等により公表することができる。

(登録の取消し)

第7条 団長は、消防団応援の店が事業を廃止したとき、偽りその他不正な手段により表示証

の交付を受けたとき、又は消防団応援の店としての登録が適当でないと認めるときは、当該登録を取り消すことができる。

2 前項の規定により登録を取り消された事業所は、速やかに表示証を団長へ返還又は破棄しなければならない。

(登録の辞退)

第8条 消防団応援の店は、団員に対する優遇サービスの提供を停止しようとするときは、団長にその旨を連絡しなければならない。

(遵守事項)

第9条 団員は、消防団応援の店において優遇措置を受けようとする場合は、次に掲げる事項について遵守しなければならない。

(1) 団員証を不正に使用し、又は他人に貸与し、若しくは譲渡しないこと。

(2) 優遇措置以外のサービスについて強要しないこと。

(全国消防団応援の店への登録)

第10条 消防団応援の店が希望する場合には、公益財団法人日本消防協会（以下「日本消防協会」という。）が実施する「全国消防団応援の店」に登録できる。この場合、様式第5号により申請するものとする。

2 全国消防団応援の店に登録した店（以下「全国応援店」という。）には、日本消防協会が発行する表示証を交付するものとし、第4条に準じてこれを表示することができる。

3 江田島市内以外の消防団員は、消防団員証にかえて、各消防団で発行する消防団員証を掲示することにより、全国応援店においてサービス等を受ける事ができるものとする。

4 全国応援店の名称、サービス内容等は、日本消防協会ホームページにて公表する。

5 全国登録店の登録変更及び廃止は、第7条及び第8条に準じて行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、団長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。